

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	27		
総務常任委員会記録				
日時	令和元年12月13日(金)	開会 閉会	午前 9時57分 午後 0時07分	会場 第1委員会室
出席者	委員長 海地 雅弘 委員 吉野 寛招 委員 松田 健 委員 高橋 立一	副委員長 高橋 祐平 委員 西村 泰一 委員 柿谷 悟 委員 豊島 美代子		
市側出席者	副市長(横島 浩治) 総務課長(梅原健一郎) プロジェクト推進室長(奥田 史雄) 人権交流センター所長(久万 敏幸) 税務課長(北川 幸一)	会計管理者兼会計課長(中谷 卓也) 企画政策課長(國澤 豊) 元気創造課長(西森 茂幸) 地震・防災課長(岡本 憲仁)		
欠席者	【事務局】局長:小野 昌司 次長 池田 知佐子		記録者 池田 知佐子	
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第44号 須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について 原案可決				
市議案第47号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について 原案可決				
市議案第48号 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について 原案可決				
市議案第49号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例 について 原案可決				
市議案第50号 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に ついて 原案可決				
市議案第51号 令和元年度須崎市一般会計補正予算(第4号)について 《分割》 原案可決				
市議案第52号 令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算(第1号)について 原案可決				

市議案第60号 須崎市総合計画の基本構想の策定について

原案可決

(2) その他

管内視察について

総務常任委員会記録《令和元年12月13日》

○午前9時57分 開議

~~~~~

○海地委員長＝少し時間が早うございますが、ただいまより総務委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

総務委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第44号 須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例
について

○海地委員長＝まず、市議案第44号須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。人権交流センター所長。

○久万人権交流センター所長＝おはようございます。人権交流センターです。よろしく申し上げます。

市議案第44号須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案書1、2ページでございます。

この条例改正は、平成28年に差別を解消することを目的とした3つの法律、いわゆる差別解消3法が施行されるなど、近年、差別の解消及び人権施策の推進に向けた法整備が進んだことから、法令等の趣旨に則してさらに充実した人権施策を推進するため、差別解消3法を本条例中に書き加えるものであります。

改正内容といたしましては、第1条中の「基本理念として」の次に「、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）等の差別の解消を目的とする法令の趣旨にのっとり」の文言を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものといたしております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝これは、私は部落差別の解消の推進に関する法律と、この法律についてですよね。これは問題のある法律だというふうな認識をしておりますが、今までどおりの基本理念としてということで、今ありますね、条例が。そのまま特に問題ないというふうに思うところですが、これを変えなければなりませんか。

○海地委員長＝人権交流センター所長。

○久万人権交流センター所長＝今回、この差別解消3法を条例の中に書き加えるということは、これは全国的な流れでもございますが、今現在、国のほうがあらゆる人権問題について差別を解消する法律というような形で出てきております。県内の流れとしましても、高知市が令和元年7月に高知市人権尊重のまちづくり条例を施行しまして、そちらでこの差別解消3法についても条文に載せてきておると。また、各市町村でいきますと、宿毛市が平成31年4月1日に改正、土佐市が平成30年12月に人権尊重のまちづくり条例を施行、中土佐町がせんだっての9月の議会で同じように、差別解消3法についての条文の記入をしております。

そういった近隣の状況も踏まえまして、私ども須崎市といたしましても、今回、条例に盛り込むことを提案させていただいたものであります。

参考までに、この12月議会で黒潮町も同じように議案を提案される予定であつて、また、香南市も現在検討しておる、同じく室戸市も検討しておるというようなことで、足並みを見ながらというわけではございませんが、やはりこの差別解消3法につきましては、国及び地方自治体の責務についてふれておるところから、情勢も見ながら、条例に加えることを提案させていただいたものであります。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。

ほかにないですか。

暫時の間、休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊島さん。

○豊島委員＝採決をとるまえに、私は、この法案に反対をするという立場でその理由を申し上げたいと思います。

今回の条例改正は、所長が説明をるるされましたように、国の改正を受けて、須崎市でもこれを入れようというふうな説明がありましたけれども、この法案の問題点というのは、新たにまた政府が地方公共団体の協力を得て実態調査を行うというふうなこともあって、新たに部落及び部落人を選別することとなるという危険性も大変持っておって、そういう国の法案そのものに反対をするものであって、真の部落問題の解決という意味で、人権を尊重する社会という意味においては、そういうものをわざわざここに入れるという必要はさらにはない。以前に、この条例をつくるときにも私は反対をいたしておりますが、それにのっとなってやってきておって、特に問題のない中で、また国において新たにこういった動きがあって、それをわざわざ須崎市のこの条例の、しかも目的でしたよね、たしか。

〔「目的です」と呼ぶ者あり〕

○豊島委員＝この目的に沿ってやるということですから、取り組み自体が矛盾したものになると。真の意味での部落解放から遠のいていくという観点から、この条例改正案には反対したいということです。

○海地委員長＝わかりました。

ほかにありませんか、委員の皆さんで。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝それでは、御異議がございますので、挙手により採決をいたしたいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海地委員長＝挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第47号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定 について

○海地委員長＝続きまして、市議案第47号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝おはようございます。

それでは、議案書14ページ、市議案第47号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

この議案は、市政運営や各種施策の推進に当たりまして、専門的な知識経験また

はすぐれた見識を有する者を任期を定めて採用することによりまして、その専門的な知識経験またはすぐれた見識を一定期間活用して、特に必要とされる業務に従事させるとともに、公務の能率的運営を確保することができるよう条例を定めようとするものであります。

15ページからでございます。

第1条で趣旨を、第2条では専門的な知識経験又は優れた見識を有する職員の採用について、第3条では一定期間の業務に従事させる職員の採用について、また第4条では、第3条第1項各号に掲げる業務における短時間勤務の職員の採用について定めるものであります。

第5条では、任期の延長に係る任期の特例、第6条では任期の更新についてを、第7条では特定任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与の特例について、第8条では特定任期付職員の須崎市一般職員の給与に関する条例の適用除外等について、第9条では委任規定を定めるものであります。

次に、附則といたしまして、第1条では、この条例は令和2年4月1日から施行することといたしておりまして、第2条から第5条までは須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を初め、本条例制定に当たりまして改正が必要となる各関係条例の一部改正につきまして規定することといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○海地委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

柿谷さん。

○柿谷委員＝来年度から施行するということですが、具体的な予定があつてのこういう条例を定めるということでしょうか。教えてください。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝任期付職員の採用につきましては、来年度から地震・防災課で配置することにはなりますが、仮称でございますけれども、危機管理監という形で配置するというので、行政改革大綱の中で位置づけられておりますので、その配置に向けた準備ということになっております。

○海地委員長＝高橋立一さん。

○高橋（立）委員＝説明があつたかもわかりませんが、もし在席しちよって複数年にわたってきたときに、昇給とかということは考えられることなんですか。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝昇給も考えられるということになります。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝第10次行革大綱の中に、仮称ですけれども、危機管理監を新たに配置するということが盛り込まれておつてですよね。それで、具体的に来年の4月から

退官自衛官を配置したいというような説明がなされてきたかなというふうに思いますけれども、その方は、具体的に人が挙がっていると思うのですけれども、どこ出身の人なのか、あるいは年齢はどれぐらいの人なのか、それから自衛隊でどんな仕事をしてきたのか、その方が防災のスキルがあるかどうか、そのことについてちょっと詳細を説明してください。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝出身は愛媛県の方でございまして、年齢は54歳でございまして。これまで自衛隊で活動する中で、阪神・淡路大震災ですとか東日本大震災、それから熊本地震、岐阜県の鳥インフルエンザ、それと平成30年7月豪雨に対しまして、それぞれ隊を率いて活動をされておるといことで、2019年2月25日には防災士の認定を受けておりまして、同じく2019年2月28日には地域防災マネージャーといことで、これも内閣府において認定をされておるといことでございまして。スキルとしては十分というふうに認識をいたしております。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝隊を率いてというふうな説明が今あったので、十分スキルがあるというふうな説明もそういうことなのかなというふうに思うところなんですけど、だから、この方を今回採用する場合に、議案質疑で、私、ちらっと問うたがですけど、今回のこの方については、特定任期付職員ではないというふうなことだったけれども、では第2条の2項のどこかに当たりますよね、この方の。2項のどこに当たりますか。第2条の。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝この方は、第2項のどこではなく、第2項に当たる方でございまして。「任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。」といことであります。

○海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○梅原総務課長＝号でいきますと、1号に該当して、要するに職員間で専門的な職員

を育成することが極めて困難であるというふうなところで、直接知識経験を有する方を任用して業務を遂行するということになります。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝本当に少し今までの、例えば今まで地震・防災課の臨時的な対応として、例えば、あそこは何というところですか、すさきまちなか学舎、2人置いていましたよね、職員を。臨時的ではあったけれども。それで、その方たちがどれだけ今までいろんなことを業務としてやられてきたかというふうなことなんかの総括というものがあまりされていない中で、愛媛県でおって、現場は実際の災害現場に行かれているというのは、それはわかりましたが、そういう須崎市の中で、いろんな形で防災行政についていろんな取り組みを須崎市としては強化してきたと思うけれども、その辺の総括もあまりなされないままで、今回、目的が違うかもわからないけれども、こういった方を配置して、3年間かもしれないが、こういう方を配置するという、その違いといいたいまいしょうか、今までいろいろやってきたけども、今回はこういう方をお願いしたいと、この関連づけ。市の職員以外に、要するにふやさずにやってきたんですよね、その関連づけみたいなものをどんなふうに分析をされていますか。

○海地委員長＝地震・防災課長。

○岡本地震・防災課長＝今まで来ていただいた外の2人、1人は途中でやめられたんですけども、それは地域の中のコミュニティを強化したいという目的でやっておった。今回は、退職自衛官の方は、総務課長から申しましたけど、地域防災マネージャー制度で登録されている国の承認を得た、この人はそういうスキルを持っている、非常時に対応できる能力があるという方を雇用していただきたいというお願いでございます。その方は、今、説明もございましたように、いろんな現場を指揮されています。そこで従事したのではなくて、その現場を指揮された能力のある方でございますので、そういう方がいらっしゃったら、我々、西日本豪雨も昨年ありました。ことしは関東、東北で非常に豪雨がありまして、西日本豪雨を上回っています、災害が。そういうときにも御活躍していただける、災害対策本部でリーダーシップをとっていただけるという思いで採用していただきたいということでございます。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝わかりました。

それで、この方に限ってということではないのですけれども、この条例をつくるということは、今回はその方を雇用するということですが、本当はそこだけには限定しないわけですよ。必要があれば、こういう形で専門職の方を、例えばちらっと、弁護士だとか大学教授という職業の名前が挙がっていたのですが、そういった方々、もちろんほかの職種の方もなんですけど、含めて一定の期間を採用する必要があるときには、こういう法律もできて、須崎市として整備をしたいと。たま

たま今回はこういう方を配置したいと、そういうふうにとめてよろしいでしょうか。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝そういうふうにとめていただいて結構だと思います。特に昨今、情報がいろいろと取り沙汰されておりますが、AI技術の導入なんかについても、必要に応じては非常に高度な知識を有する必要があるかというふうなことも想定されるというところがございます。

○海地委員長＝ほかに。

松田さん。

○松田委員＝任期付職員の拡大は非常に期待をするところですが、職員の今の条例の中では、任期だったりとか給与面は定められてはいますが、職務の遂行に当たって権限であったりポジション的なもの、そこをどういうふうに位置づけをして、しっかり業務が遂行できるような体制というのはどういうふうになっているかが1点目と、こういう任期付職員を今後、行政改革大綱の関係で定めがあるにしても、もっと早期にAIの技術の専門職あるいは観光だったり、外販だったり、さまざまな高度な人材というのは須崎市にとって必要だと思うんですけど、その検討してきた経緯の中での必要性をまた2点目として教えてください。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝初めに、職種、職の経験に応じたという部分でいきますと、任期付職員につきましては給与表が行政職俸給表の位置づけになりますので、5級ないし6級のところで位置づけがされるということになりますと、補佐から課長級の職責ということになりますので、そうした形での責任と指示系統が確立されるということになると思います。

また、これまでほかにも高度な人材の採用について検討がなされたかということですが、特に防災の危機管理監につきましては、特別交付税措置がされて、措置率2分の1で上限340万円ということで、財源的にも一定のメリットがあることから、まずこの方から採用を検討したという結果でございます。

○海地委員長＝ほかに。

豊島さん。

○豊島委員＝大体、5年までありますよね、この任期というのは。5年を超えることはないというふうに思うのですが、5年を超えたら正式雇用しなければならないということになりますか。ここはどのようになりますか。今回の場合、一応、任期はというふうに考えているかということと、任期は更新できるということになってはいますが、ただ3年、3年で合計で5年を過ぎる場合、どんなふうになりますか。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝5年のときにどれだけの業務と内容が推移しているかによって、そ

の時々で判断させていただきたいというふうに思っています。短い期間の中で十分な業績がありまして、何か物事が推進することになれば、それはまたそこで終了するであろうし、また別の危機管理監を雇うこともあるかもしれませんが、そこは業務の状況を見ながら判断を随時させていただきたいと思います。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝この人に限らず、この条例で5年を雇用することができる、更新することができるという中で、5年を超えてはならないということになっていましたか。5年を超えると、正式な職員で採用するということになりますか。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝任期については、5年以上の更新というふうにはならないというふうに思うし、考えてはいないというところです。

○海地委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第48号 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の制定について

○海地委員長＝続きまして、市議案第48号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝議案書19ページ、市議案第48号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを御説明いたします。

この議案は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、臨時・非常勤職員について特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するための地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和2年4月1日の施行に合わせまして会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定しようとするものです。

議案書20ページからでございます。

第1章総則におきまして、第1条で趣旨、第2条で定義、第3条で給与を規定し、第2章におきましてはフルタイム会計年度任用職員の給与について定めることとしており、第4条で給料、第5条で職務の級、第6条で号給、第7条で給料の支給、第8条で通勤手当、第9条で地域手当、第10条で時間外勤務手当、第11条で休日勤務手当、第12条で夜間勤務手当、第13条で宿日直手当、第15条で期末手当につきまして、それぞれ給与条例の準用及び読みかえ等につきまして規定することといたしております。また、第14条では、端数処理として勤務1時間につき支給する手当の端数処理について、第16条では勤務1時間当たりの給与額の算出について、第17条では給与の減額について規定することといたしております。

次に、第3章では、パートタイム会計年度任用職員の給与についてそれぞれ規定いたしており、第18条で職員報酬について規定するとともに、第19条から第21条で時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬についてそれぞれ規定することといたしております。また、第22条では報酬の端数処理について、第23条で期末手当について、第24条では報酬の支給について、第25条では勤務1時間当たりの報酬額の算出について、第26条で報酬の減額について、それぞれ所要の規定を定めることといたしております。

第4章では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について、第27条及び第28条で通勤及び公務のための旅費に係る費用弁償を規定し、最終章の第5章雑則では、第29条で給与からの控除について、給与条例の準用、第30条では市長の特認による給与の定めについて、第31条では退職者の給与について、第32条で委任規定について定めるものといたしており、なお、附則といたしまして、第1条で施行期日、第2条ではこの条例の施行の日の前日において、任用されている職員が施行日以降も引き続き会計年度任用職員として任用されたもののうち、報酬等相当年額が旧報酬年額に達しない場合、必要な調整を行うことができるようにするものでございます。また、第3条では、期末手当の支給に当たり、期末手当の基礎額に乗ずる割合を算定するために必要な在職期間の通算について規定をすることといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝現職員さんの中で、パートタイムと来年度の任用職員になる人の1級と2級の区分分けというのはどういう人数割ですか。

○海地委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝現在、会計年度任用職員については2級到達ができるということで、

この条例で定めるわけですが、来年以降の最初の任用に当たりましては、全部1級からスタートするというところでございます。

○海地委員長＝ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ほかにないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第49号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について

○海地委員長＝続きまして、市議案第49号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝議案書29ページ、市議案第49号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてにつきまして御説明いたします。

この議案は、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入するに当たりまして、条例制定の提案をさせていただいております須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、関係する条例の改正等によりまして整備をしようとするものでございます。

議案書30ページからでございます。

第1条では、須崎市一般職の給与に関する条例の第5条、給与の支給方法に係る計算期間について、「月の1日から末日までの分」にまとめるとともに、同条例の第18条の2の臨時職員及び非常勤職員の給与等についてを会計年度任用職員の給与として条文を改めるものでございます。

第2条では、須崎市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第3条（休職の効果）に会計年度任用職員に関する条項を追加、第3条では、須崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第3条中の「給料」の次に会計年度任用職員に関する条文を加えるものです。

第4条では、須崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第15条の臨時及び非常勤職員の給与を会計年度任用企業職員の給与として改めることといたして

おります。

31ページ、第5条では、須崎市職員定数条例第1条の「臨時の職にあるもの」を臨時的任用職員に限ることに改めることといたしております。

第6条では、技能職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条、第5条について、企業職員と同じく、所要の改正を行うものであります。

第7条では、須崎市職員の退職手当に関する条例第2条第2項にパートタイム会計年度任用職員の適用除外について、ただし書きとして追加することといたしております。

第8条では、須崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条（補償基礎額）に会計年度任用職員の区分を追加する者であります。

第9条では、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例第1条で、根拠法令の条ずれを改正するとともに別表を改正するもので、非常勤の公民館長を初め12件を削除し、学校医、学校歯科医の2件を新たに追加いたしております。

続きまして、35ページ、第10条では須崎市職員の育児休業に関する条例の一部を、第11条では須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を、第12条では須崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を、第13条では須崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を、第14条では須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の一部について、それぞれ会計年度任用職員制度導入に合わせて所要の改正を行うこととしております。

37ページ、第15条では、過疎地域自立促進計画推進員、集落活動支援員及び地域おこし協力隊員についてでございます。第16条では消費生活相談員の報酬等について、第17条では須崎未来塾塾長の報酬等についてそれぞれ会計年度任用職員の定めによるものとするものです。

第18条では、須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例第3条の身分の定めについて所要の改正を行うこととしております。

附則といたしまして、第1条では、この条例は令和2年4月1日から施行することとし、第2条では、須崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する災害に係る訴訟に適用とすることとするものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝31ページの第6条が会計年度任用技能職員の給与と定めていますが、具体的に言ったら、技能職員とはどんな職務の方ですか。

○海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○梅原総務課長＝以前は、労政課の職員でありますとか、巡航船の船長でありますとかありましたが、あと環境保全課にも所属がありましたけども、現状では給食調理員のみとなっております。

○海地委員長＝よろしいですか。

ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ほかにないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第50号 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

○海地委員長＝続きまして、市議案第50号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝それでは、議案書39ページ、市議案第50号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

今回の改正は、令和元年度の人事院勧告に基づきまして、所要の関係条例を改正しようとするものでございます。

議案書40ページでございます。

初めに、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第1条では、勤勉手当につきまして、その総額を算定するための率を改正するものでございます。

須崎市一般職員の給与に関する条例第17条第2項第1号で規定する一般職に対する当該値である「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改めるものでございます。

次に、須崎市一般職員の給与に関する条例第3条で定める給料表の別表につきましても、今回の人事院勧告に基づきまして、国の基準同様に、平均改定率0.1%引き上げるものに改めることといたしておりまして、平成31年4月1日から適用するよう、附則第1条第2項に定めることといたしております。

次に、第2条では、須崎市一般職員の給与に関する条例第8条の2で規定する住居手当につきまして、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、手当額の上限を2万3,000円から2万7,000円に引き上げるといふものでございます。

また、来年度からの勤勉手当につきまして、須崎市一般職員の給与に関する条例第17条第2項第1号で規定する一般職員に対する当該率である「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改め、附則第1条第1項に規定するものでございます。

次に、第4条の須崎市議会議員の報酬等に関する条例の一部改正、第6条の須崎市市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部改正につきましては、市議会議員、市長、副市長、教育長に支給されます本年12月の期末手当の率を「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるものでございます。

第5条及び第7条では、来年度からの市議会議員、市長、副市長、教育長に支給されます期末手当の率を「100分の167.5」を「100分の157.5」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1条には施行の日及び適用について、第2条では給与の内払として改正後の給与条例を適用する場合において、この条例第1条により改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなします。また、第3条では、住居手当に関する経過措置として、一定要件のもと1年間据え置く経過措置期間を設けるものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

市議案第51号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について

○海地委員長＝続きまして、市議案第51号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝議案書46ページ、市議案第51号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）につきまして、総務課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の15ページをお開きください。

第1款議会費第1項議会費第1目議会費は、議員人件費の更正及び職員人件費更正減で174万6,000円の減額補正となっております。

第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費につきましては、特別職及び臨時職員の人件費更正で1,409万9,000円の補正、第3目財政管理費につきましては、財務会計システム改修委託料に45万円、第5目財産管理費につきましては、市有財産管理費及び公用車集中管理費更正として195万5,000円、次に第8目交通安全対策費では、交通安全教室で使用する信号機の買いかえに91万3,000円の補正となっております。

続きまして、17ページ、第2款総務費第4項選挙費第1目選挙管理委員会費につきましては、職員人件費更正といたしまして77万円、第2款総務費第6項監査委員費第1目監査委員費につきましても、職員人件費更正といたしまして2万3,000円の補正となっております。

次に、7ページの第3表地方債補正でございますが、新たに緊急自然災害防止対策事業債を追加すること及び過疎対策事業と一般単独事業につきまして、それぞれ限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝それでは、企画政策課所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書6ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正の追加です。1行目、広報編集・印刷業務委託では、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整を図る必要があることから、期間を議決日から令和2年度まで、限度額を576万円として債務負担行為を行うものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

第2款総務費第1項総務管理費第7目情報管理費の情報管理費更正30万6,000円は、須崎公民館の移転に伴い、パソコン回線移設及び設定等に係る委託料として補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○海地委員長＝地震・防災課長。

○岡本地震・防災課長＝同じく16ページでございます。

第2款総務費第1項総務管理費第12目防災対策費、防災対策費更正39万7,000円、このうち29万7,000円は9月20日から1週間、職員2人の千葉県への災害派遣をするための費用として、旅費や現地で使用するレンタカー等に流用していたものを補正要求するものでございます。残り10万円につきましては、一般財団法人高知縣市町村職員互助会から防災対策のために交付された10万円を補正し、合計39万7,000円でございます。

自主防災組織活動支援事業費更正100万円、自主防災組織に対する上限10万円の補助金でございまして、県から補助金の追加増額によるものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

第9款消防費第1項消防費第1目常備消防費、高幡消防組合負担金更正837万6,000円、人件費等の増額によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○海地委員長＝税務課長。

○北川税務課長＝それでは、16ページをお願いします。

第2款総務費第2項徴税费第2目賦課徴収費の93万7,000円増額補正につきましては、本年度から市で申告受け付けした所得税の申告データを電子送信することになり、申告される方それぞれに利用者識別番号というのを取得していただく必要があります。その番号取得に係る事務の増大に対応するため、臨時職員1人を雇用する経費として4節共済費7万円、7節賃金41万7,000円を、また決算見込みにより増加が見込まれるため、12節役務費で郵便料40万円と軽自動車検査情報市町村提供システムサービス利用料5万円を追加するものでございます。

以上でございます。

○海地委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝それでは、プロジェクト推進室所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書6ページでございます。

第2表債務負担行為補正、追加の上から2つ目でございます。東京2020オリンピック聖火リレー実施事業費、期間につきましては議決日から令和2年度まで、限度額につきましては190万6,000円を限度額に債務負担行為をお願いするものでございます。

このオリンピック聖火リレーでございますが、いよいよ来年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される年になりまして、東京オリンピックの前段に聖火リレーが全国各地で行われることになってございます。令和2年3月26日に福島県を出発して、121日間かけて全国を回るということになってございまして、このうち高知県におきましては、令和2年4月20日から21日にかけて聖火リレーが実施をされるということになってございます。そのうち、須崎市を通過するのは4月20日月曜日となつてございまして、この聖火リレーの実施主体は組織委員会が行うということになってございまして、詳しいルートの発表につきましては、今月の17日に全国の詳細なルートが発表されるというふうにお聞きをしております。

それから、聖火リレーのランナーに関しましては、昨年7月から8月にかけて全国で公募が行われました。昨日、聖火リレーに当選をされた方について告知がされたというふうにお聞きしております。

この内訳でございますが、190万6,000円のうち委託料として183万6,000円、これは聖火リレーの警備を委託する経費でございまして、先ほど組織委員会がこれを実施するというふうにお話をしましたが、組織委員会あるいは高知県警、それから県の実行委員会から警備に関しては専門家の警備、いわゆる警備会社に警備をお願いするようという指示がありましたものですから、今回、警備会社にこの警備をお願いするという経費となっております。警備員に関しては47人を予定しておりまして、あと91人の警備員が必要という試算をございまして、この91人に関しましては、市の職員、ボランティアを予定しております。

それから、使用料及び賃借料として7万円、これに関しては聖火リレー警備用の資材のレンタル費用ということを見込んでおります。

今回の債務負担行為に関しましては、年度が始まる前から準備を行う必要があるということで、今回、お願いをいたすものでございます。

以上でございます。

○海地委員長＝以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝1点だけ。16ページの徴税費の中で、税務総務費の人件費の更正減ですが、1,000万円ということで、ちょっと大きいんじゃないかなみたいに思うんですが、何か人員に異動があったのですか。

○海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

- 海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。
総務課長。
- 梅原総務課長＝税務課の person 費につきましては、正職員の育休・産休によるものでございます。
- 海地委員長＝ほかに。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 海地委員長＝ないようですので、採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 海地委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第52号 令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第1号）について

- 海地委員長＝続きまして、市議案第52号令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。
企画政策課長。
- 國澤企画政策課長＝市議案第52号令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます
別冊補正予算書30、31ページをお願いいたします。
まず初めに、元号を改める政令の施行に伴いまして、「平成31年度須崎市バス事業特別会計予算」の名称を「令和元年度須崎市バス事業特別会計予算」とし、元号による年表示につきましても「令和」と読みかえるものといたしております。
次に、第1条で債務負担行為を定めるものでございます。
31ページの第1表債務負担行為です。
令和2年度の市営バス運行業務について、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整を図る必要があることから、期間を議決日から令和2年度まで、限度額を1,380万円として債務負担行為を行うものでございます。
以上、よろしく願いいたします。
- 海地委員長＝説明は終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第60号 須崎市総合計画の基本構想の策定について

○海地委員長＝続きまして、市議案第60号須崎市総合計画の基本構想の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝市議案第60号須崎市総合計画の基本構想の策定について、御説明を申し上げます。

議案書56ページでございます。

本議案は、議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、須崎市総合計画の基本構想を別冊のとおり作成することについて議決を求めるものでございます。

それでは、別冊須崎市総合計画をお願いいたします。

まず、表紙の次ですが、目次です。計画の構成としまして、第1部計画の概要から第2部基本構想、第3部基本計画と3部構成となっております。

26から28ページの第2部基本構想が議決事項となりますが、計画全体を通して簡単にふれさせていただきます。

2ページからは、本市の人口推移など、また市民、各団体のアンケートやヒアリング結果を、21ページからは基本方針、23ページでは計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とすることとしております。

次に、26ページからの基本構想では、まちづくりの未来像では、安心・安全に住み続けていくための防災対策の必要性を、若い世代が希望を持てるまちづくりを、海洋スポーツパーク構想の推進で地域の活性化を、健康で生き生きと暮らし住んでよかったと思えるまちづくりを、そして協働のまちづくりを進め、持続可能なまちすさきの実現に向かい、目指す未来像を引き続き「未来へつなぐ元気創造のまち」といたしました。

次に、計画期間における主要な取り組みとして、記載のとおり、6つのプロジェ

クトを掲げています。

27ページの基本理念では、防災対策や生活インフラの充実により「安心して住み続けたいと思うまち」、切れ目のない子育て支援、健康寿命の延伸や福祉施策の充実による「健康で明るい暮らしができるまち」、産業振興や観光振興を推進し「人と人が行き交う活力のあるまち」、地域住民の主体性を尊重した地域づくりを目指す「地域に元気があり活動が盛んなまち」、人権尊重や教育の充実など「人を思いやり豊かな心を育むまち」と5つの理念のもと、まちづくりを推進していくこととしております。

30ページからは、この理念に基づき、各分野の主だった課題や取り組み方針、計画の進捗管理についてお示しをしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝基本構想が議案ということですが、それに伴う具体的な基本計画も書かれている範囲において、やっぱりこの議案を審議するという根拠にさせてもらいたいと思いますが、それで、27ページ、真ん中の健康で明るい暮らしができるまちの下のほうに、さらには、産学官連携により、市民の健康をはじめ市内の各企業・団体の健康経営につながる施策の転換を図っていきますと、このことが日本トリムのことと関係があるのかどうか、もしそれ以外があれば、ちょっとその辺の詳細をお聞きしたいんですけど。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝委員御案内のとおり、電解水素水の件も含めたものであると考えております。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝日本トリムのことですとですね。ここから先、どんなふうにして物事がまだまだ続いていくんですか。

○海地委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝それでは、日本トリムの電解水素水の事業に関しまして御説明申し上げます。

この事業に関しましては、まず日本トリムから500台の電解水素水の機械を須崎市に寄附をいただけるというような話から始まりまして、まず第1弾として、200台を対象にして、メタボリック症候群の対象の方にその機械の水を飲んでいただいて、いわゆるメタボリックということに対する健康指標がどう変化するかという、そういう調査事業を実施させていただきました。これに関しましては、高知大学と日本トリムと須崎市が連携して実施をした事業でございまして、現在、調査事

業の数字の分析が進んでおりまして、まもなくというか、もうすぐ数値の内容とか結果の報告があるだろうというふうに思っております。

それから、その事業の次に実施をしたのが、メタボリック症候群というようなことに限定せずに、市民の方に電解水素水の機械を使っていただいて、それは年に1回、健康診断の実施をしてくださいと。しゅう人は健康診断のデータを須崎市に提出していただきとか、それからアンケートに答えてくださいとかいうふうなこと。それからメタボリックにおいては、いわゆる生活を変えない状態をお願いをしましたが、今やっている事業は、水の影響が健康にえいということが言われていますが、水だけではなくて、スポーツ活動とか食生活の改善とか生活習慣の改善を積極的にやっていただいて、市民の皆さんに健康になりましょうというふうな趣旨で取り組みを展開してございます。

今現在、180人ぐらいが説明会に参加をしていただいておりまして、年度末を目途に300人をボランティアとして獲得しようということで、現在、鋭意取り組んでいるところでございます。

この事業に関しましては、3年間、健康診断のデータを提出していただき、あるいはアンケートを提出していただきというふうなことにしてございますので、そのデータを一定分析をして、今後の健康づくりに生かしていこうということにしてございます。

今後の3年以降の事業計画に関しましては、現在のところ未定です。

以上です。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝ほかのことも質問してよろしいでしょうか。言えば、5年間の須崎市の具体的な、どこまで具体的かわからないけども、大まかであっても事業のことについて書いてありますよね、計画自体には。基本計画のところになりますけど、それは質問してよろしいですか。

○海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

お答えができるということなので。

豊島さん。

○豊島委員＝31ページに、これ、交通安全対策のところですが、結構、道路のことについてはいろいろと市政の課題という位置づけで取り組みがなされていますが、道路がいろんな、市道に限らないんですが、白線が結構、市内にある国道、県道、

市道が消えかかっているのですよ、多分に。このことになんかについても、交通安全とかいう観点からですよ。これは要求していく必要があるんじゃないかと。どこでその取り組みをしているのかなと思うんですけど。例えば、議員が個々に言うとかいうことじゃなくて、須崎市として、交通安全という観点からちょっとやる必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうね、これは。

○海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時07分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○梅原総務課長＝白線の引き直しにつきましては、例えば学校等との連携では、毎年学校、それから保護者等からの要望を取りまとめて、国道関係は警察へ依頼をしていくというようなことは行っておりますが、現状、須崎市内中の道路の白線につきまして要望をしていく機会はありませんので、市道のチェックでありますとか国道のチェックと合わせて、全体的にチェックしたものを総務課でまとめてやっていくということは、なかなか現状では難しいとは思っておりますけども、一つの御提案としてお聞きしたいというふうに思っております。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝35ページで、公共交通と移動手段の確保というものについては、るる議会なんかでもやられていますが、それなりに取り組みをされようとしているのですけれども、やっぱりここに書いているように、また乗り方や乗降場所を知らない方が多くバス利用に向けて周知が課題となっておりますと、この周知の方法として、いろいろ今までもやられているけれども、やっぱり乗ってから、ああじゃね、こうじゃねということがとても大事じゃないかなというふうに思うのですが、一定期間、乗りやすい方法ですよ。ほぼ無料に近いみたいな感じで、いろんなものを、例えば100円なら100円にして、市民の方に、とにかく半年なら半年、いろんな乗り物に乗ってくださいと、それで意見もちゃんと行ってくださいと。それで、自分たちも公共交通を維持せんといかんという要望があるとするんやったら、後々も精いっぱい乗りよい方法を考えるから、改善するから、維持するために乗ってくださいねみたいな率直な話を市民の皆さん方と私はしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そんな総合的な取り組みというのは、ここら辺ではやらないかなというような位置づけになっているんでしょうか。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝お話をいただきました。これまでいろいろ御意見をお伺いした

りする中で、そこにバスが走る、巡航船等もですけど、それ自体が走ることを知らんとか、どこで乗り降りできるかとか、そのルートはとか、そういうお話を聞く中で、単に広報とか限られた紙面での周知ではなかなかわからんと。例えばですけど、壁に張っておけるような広報以外のものがあつたらいいねとか、そういう御意見をいただきました。

豊島さんが言うとおりの、まず乗ってみてということについては、方法とか、手段は、今後の検討になりますけれど、また来年度以降、昨日の一般質問でもありましたとおり、ある程度、ニーズをもっと深掘りする必要があるとは考えておりますので、今後、御提案いただいた内容も含めて、検討はしていきたいと考えております。

○海地委員長＝それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時21分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊島さん。

○豊島委員＝45ページの移住定住の促進というところがありますが、方針のところでは、ここの組織が列記をしておりますが、やっぱりまだ基本的には暮らすさきのみを頼っているような気がします。でも、どこかではもう少し市もかみこんで行くというような議論がなされた気がするんですけども、やっぱり行政も直接かみこんで行かんといかんような状況じゃないかなと思いますが、その辺はどんなふうになっていますか。

○海地委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝移住を進めていく中で、今一番の課題になっておるのは、適当な空き家が不足しておるところであります。暮らすさきのメンバーにしても建築の専門家ではないので、なかなか一定老朽化した住宅をどの程度、手を加えれば使えるようになるのかというところは判断しにくい面もありますので、市のそういう知識を持った建築担当者等も含めて、物件を掘り起こしていくことが必要かなというふうには考えています。

以上です。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝それも含めて、もう少しスタッフを厚くすることが暮らすさきにできなければですよね。あそこもいっぱい今、暮らすさきとしては事業の委託を受けているので、大変じゃないかなというふうに思っていますが、移住促進ということに関しては、もう少し補強ができるような、さっき課長が言われたような範囲もだけれども、それ以外も含めて、もうちょっと体制を強化する必要があるのではな

いかなというふうに思いますが、またいろいろな議論も重ねていただきたいと思っております。

○海地委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝今いただいた御意見、御提案も含めまして、取り組みの進め方については、今回の総合計画へ示した方向を向いて順次、進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝42ページで、海洋スポーツパーク構想の推進のことですが、今までは海外チームが来られていましたが、今後は、オリンピックが終われば海外チームは、須崎市に来るといふことにもなっていくのでしょうか。それはないということでしょうか。

○海地委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝お答え申し上げます。

先ほどオリンピックの聖火リレーの話をしました。オリンピックの直前合宿にチェコのカヌーのナショナルチームが須崎市で事前合宿をするということが既に決定をしておいて、来年の7月に事前キャンプが実施をされます。チェコに関しましては、今までホストタウンという取り組みも進めてまいっておりますことから、この取り組みの中で、私どもが何をもってやっているかということ、一つは、東京オリンピックは東京だけのものではなくて、須崎市の子供たちにも東京オリンピックを意識してもらい、東京オリンピックに関する選手あるいはホストタウンの国の方と積極的に交流事業をやることによって、その相手国あるいは海外に目を向けてもらうというふうなことで、いろいろな事業に取り組んでまいっております。昨年は、市長もチェコを訪問して、交流を深めてございまして、オリンピック後にそういう海外チームに来ていただけるということは、今のところ決まっておりますが、チェコに関しましてはそういう取り組みも展開をしているところでございまして、今後、働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

オリンピック後の海洋スポーツの振興に関しましては、これも計画の段階からオリンピックが最終目標ではなくて、もちろんオリンピックに来た選手たちを全力を挙げてサポートするというふうなことは、私どもも取り組んできておりますが、オリンピック後に、カヌーに関して言えば、高校とか大学とか、競技団体、こうしたところの合宿が須崎市で行われるような、そういう取り組みを展開しておりますので、海洋スポーツパーク構想に係るカヌーの分野に関しましては、今後もそうした取り組みを積極的に、営業活動も含めて展開をしていって、須崎市が活性化するように、そういう取り組みを今後も続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝海洋スポーツパーク構想に関しては、新たな施設整備は今後ないですか。

○海地委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝今まで計画を持ってございました5億4,800万円の計画を来年度完了する予定でございまして、それ以降の計画に関しましては、今のところ計画はございません。

○海地委員長＝ほかにございせんか。

柿谷さん。

○柿谷委員＝移住促進のところ、45ページですが、本市への移住相談件数、移住者数も順調に推移しておりとありますが、具体的な数字を教えてくださいませんか。

○海地委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝移住相談件数について、昨年度と今年度、令和元年度で申し上げますと、平成30年度の移住相談が寄せられた件数が123件でございました。今年度、これまでに4月以降、寄せられた移住相談が70件となっております。さらに、昨年度平成30年度の移住者の総数ですが、22世帯で36人が移住していただいております。ことしは、これまでの間に13世帯20人にお越しいただきました。また、暮らしのねっこととして、お試し滞在にも使っております宿泊施設では、昨年度92組258人の方に宿泊していただいております。ことしは、これまでの間に68組226人が滞在してくれておるといことです。これは、滞在理由については移住に限ったものではない、旅行という方も含まれておりますが、およそそういう状況になります。

○海地委員長＝柿谷さん。

○柿谷委員＝本当にほかの近隣の市町村に比べて、須崎市は空き家が少ない現状を見ております。実際に相談を受けて、須崎市でも探しまくりました。暮らすさきにも相談しましたが、なかなか希望する空き家がない、あるいは畑などがついているところがないという現状で、そのことをちょっとほかの市町村の議員たちの勉強会に行きましたときに、ちらっと漏らしたら、それこそ四万十町とか、香美市とか、土佐町とか、ぜひうちにいらっしゃいと、そういう家を用意しますよと、あるいはそういう子ども・子育ての奨励金がこれだけありますよという、すごいあちこちから声がかかりまして、競争したら負けるなと思いました。実際に空き家が少ないので、頑張ってもしょうがないんですけども、先ほどオリンピックの担当の方がこれからは営業活動をしていくと言われましたけども、そういう移住者が来て、家族が来てという人口減対策にもなるわけなんですけども、今の現状だと、そういう今市内に住んでいる希望者がよそに行ってしまう。何とか須崎市内につけて探したけどしょうがないということで、とっても残念なもったいないことにつながっていると思いますので、現状や課題、方針ということで、さらにここに力を入れていくべきで

はないかと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○海地委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝空き家が非常に少ないというようなお話を今いただいたわけですが、空き家としては結構な数があるのが実態でございます。しかしながら、若干手を加えて気持ちよく使っていただけるような物件が少ないということで、今現在もお見せできる物件数としては7件ほどしかございません。これだけしか選択肢がない中で、どれか選んでぜひ須崎市へというのは非常に話が進みにくい状況でありますので、より取り見取りの状況の中で、より周辺環境を含めて気に入ったところへ来ていただきたいという状況に向けるための5年間ということを目指したいというふうに思います。

以上です。

○海地委員長＝柿谷さん。

○柿谷委員＝16ページから各種団体のヒアリングということで、これだけの総合計画を立てるに当たって、いろんな努力をしておられて、こんなすばらしいというか、立派なというか、きれいな計画を立てておられるわけですが、ヒアリングの中で、例えば(1)安心して住み続けたいと思うまちのヒアリング団体、防災組織、建設関係等とあるんですが、ほかにも2番では保健福祉関係等とあるわけですが、もう少しどういう団体、組織に聞かれたのか、教えていただけませんか。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝まず、団体のアンケート、ヒアリングです。分野別に(1)の安心して住み続けたいと思うまちのヒアリング団体、防災組織、建設関係等と書いておりますが、須崎市防災連合会、須崎市建設協会、建築士会須崎支部、それから健康で明るい暮らしができるまちにおいては、かいつまんで申し上げますが、社会福祉協議会、民生委員児童委員会ですとか健康づくり推進協議会等々となっております。

ほかの項目も御紹介したほうがいいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○國澤企画政策課長＝人と人が行き交う活力のあるまちにおいては、スポーツクラブ、暮らすさき、商工会議所、観光協会、道の駅等です。

それから、地域に元気があり活動が盛んなまちでは、各公民館、地域自主組織、集落活動センター等々、それから人を思いやることができるまちにおいては、人権教育協議会でありますとか四国自然史科学研究センター等となっております。

以上です。

○海地委員長＝柿谷さん。

○柿谷委員＝今、メモし切れなかったんですが、この記録は後でいただけますでしょうか。ざあっと言われたから、メモが。個人的に教えていただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ほかに。

柿谷さん。

○柿谷委員＝18ページの今後のまちづくりについての考え、意見の中で、一番最後に須崎市は自然が豊かでよいところだと思うが、生かし切れていないと思う。より全国にアピールしていってもらいたい。19ページの一番最後、今後のまちづくりへのかかわり方についての希望では、生物観察会などで協力させていただきたい。今後、この部分について強化して欲しい。というヒアリングの中でこういう意見が上がっています。総合計画の中でも、例えば22ページ、SDGsの目標の15番目、陸上資源、陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、最後のところに生物多様性の損失の阻止を促進するというSDGsの目標がここに上げられています。そして、34ページにいきますと、一番下、5、自然環境の保全とありまして、この文章は須崎市のいろんな条例とかいろんなところにこの表現が出てまいります。現状や課題、本市は新荘川に代表される美しい川や太平洋に面した美しいリアス式海岸など、豊かな自然と心安らぐ自然環境を有しており、こうした自然環境を大切に、次世代へ引き継ぐためにも環境保全に対する取り組みの強化と住民意識の高揚を図ることが重要です。方針、清流新荘川を初めとする豊かな自然環境の保全に向けて、住民、事業者、行政などが一体となってきめ細やかな環境保全活動を推進します。とあるんですけども、どうでしょうか。総合計画の中にはこういうことがうたわれ続けてきて、市民憲章の中身も、最初にのこそうカワウソのまちすさきと出てきて、いかにも須崎市は環境保護を一生懸命やっておりますと言っているんですけど、実際にやっているのは新荘川の清掃・保全ですね。これは継続してやっておられるので評価されるべきだと思うんですけども、その他の活動などがあまり見えないんですけども、その辺の本気度、SDGsは本気で取り組みますと言っているんですが、何か絵に描いたもちのような感がするんですが、そういうところはいかがでしょうか。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝るる御意見をいただいた中でございます。この計画策定をするに当たって、SDGsの理念、考え方を取り入れて策定するという事でまちづくりの方向を示しましたので、今後、総合計画の方針にのっとって、それぞれの分野で各課の所管する取り組みにおいて考え方が反映された施策につながっていくというふうに考えております。

○海地委員長＝柿谷さん。

○柿谷委員＝総合計画が決定してということは、この総合計画に沿って行政がこの活動に取り組みなければならないということになるんでしょうか。計画があればそれでいいかと、それを一番最後に計画、実行、評価、改善とあるんですけども、いか

に実行しているかというチェックが厳しくされてしかるべきという、そういう関係にあるんでしょうか。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝大きなまちづくりの方向性に従って、それぞれの分野におけるさらに詳細な計画でありますとか施策で取り組んでいくこととなりますが、進捗管理においては、政策推進会議という場を設けておりますので、計画にあるなしにかかわらず、重要なものについては、政策推進会議等の場において進捗管理が図られていくというふうに考えております。

○海地委員長＝柿谷さん。

○柿谷委員＝政策推進会議でチェックされるということですか。それがどれくらいの間隔でその会議が持たれるんでしょうか。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝政策推進会議というのは年に3回、5月、9月、2月。5月に各課のその年の取り組み方針を決めて、9月の中間の状況、2月では本年度の総括でありますとか、結果でありますとか、次につなげるため改善点等を話し合っております。それ以外のものについては、計画の大きなものについては、委員会等を組織している計画もございますので、それはその委員会等で検証がされていくと、そういうふうに認識しております。

○海地委員長＝柿谷さん。

○柿谷委員＝もう一つ。先日の一般質問で時間が切れて、もう一つ、言い切れなかったんですが、実は須崎市にはカワウソと共生できるまちづくりのための環境基本条例があります。答弁の中に、基本条例にかかわる、あるいは基本条例で定められていることと相反するような姿勢が非常に強く見られたんですけども、基本理念、市の責務、市民の責務というしっかりとした条例が定められているんですけども、市の責務の中に、市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。2項で策定及び実施にあたり、広域的な取り組みを必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。3項、市は教育活動及び広報活動を通じて、市民の環境に関する意識の啓発に努めなければならない。条例で定められていますから、これを尊重して取り組み努力していかないといけないと思うんですが、どうも条例の意識がないような答弁が多かったように思います。ましてや総合計画、大きな枠の中で作文されても、本当に本気で取り組むのかなという疑問が残るんですが、いかがでしょうか。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝前段の御質問で、政策推進会議において市長が直接PDCAへ関与しておりますことを申し添えておきます。

その条例に基づく取り組み等については、総合計画の性格からして、市の全ての事業について網羅しているわけでもございませんし、計画に載ってなくても、それぞれの取り組みが根拠にした条例等の目的の中でそれぞれが果たしていくと。総合計画は大きなまちづくりの方向性を示した施策で、令和2年度以降の5年間については、各分野ではこの方針にのっとり、取り組みがなされていくものと考えています。

○海地委員長＝柿谷さん。

○柿谷委員＝もう1点。今、各分野とおっしゃったんですけども、今回のジンデン池のことで、各課に御相談して、非常に強く感じたことは、その課その課でやっておられて、いわゆる縦割りになってしまっていて、その横の全体的な、一緒にそれをどうやって調整してやっていくかということが非常に乏しいというか、縦割りでやっちゃって、例えば農林水産課がやると思ったら、ほかの環境保全課とかの情報とか、連携というかもなしに、その枠の中で進んでいるという、非常に強くそういうことを感じたんですが、こういう総合計画という中では、やっぱり縦割りというのを見直して、ネットワーク、互いに情報交換しながら、この須崎をいかによくしていくかということに取り組んでほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○海地委員長＝副市長。

○横島副市長＝ジンデン池のことから申しますと、農林水産課は、防災上の観点から、これは受益者がいないということで、もう国の施策の方針に沿って廃止するしかない。ただ、一方で地元の意見でありますとか環境面のこともありますので、環境保全課とも協議しながら、何とかそういう機能を残していけないかということで進めていくというようなことも話していたと思います。

ジンデン池のことについてはそういうことなんですけど、あと縦割りというような話がありましたけど、それについては、例えば先ほどから出てきております政策推進会議等で、そこについては連携がとれるように調整もしておりますので、今後もそれについては、そういう対応をしていきたいと思っています。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝22ページに、SDGsの17の目標があります。その中のジェンダーの文言をここに書いてあるんですが、非常に違和感があるんですが、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化を行う。今ちょっと別のものを見ていたら、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図る。という言葉を使っているところもあるわけですが、この言葉ですよね、どういう意味合いがあるんですかね。この言葉で、一番いい言葉をここに記載しているのでしょうか。すべての女性及び女子の能力強化を行う、誰がどんな能力強化を行うのか。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝22ページには、この資料の参照元を記載しておりますが、特

に、ここの字句については、恣意的なものではなくて、先ほど豊島さんからありましたけれども、エンパワーメントとか、そういうカタカナ語はある程度、可能な部分で日本語表記に修正もしておるところでございますけれど、ここについて特に意味合いがあるようなものではない。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝意味合いがないと思うし、どこかからこういう言葉をとってきたというふうに思うんですね。だから、別のところは多分、別の言葉をとってきたりしていると思うんです。ほかの項目なんかもそうですけれども。でも、この言葉は使っているでしょうかね。すべての女性及び女子の能力強化を行う、これはちょっと表現として適当でないと、文言を変える必要があるというふうに思います。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝確認して、また後日回答させていただきます。

○海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊島さん。

○豊島委員＝ぜひ私は、この文言は変えてもらいたいと思います。

○海地委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝確認するようにします。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝柿谷さんが移住のことを言われましたけども、実はそこなんです、元気創造課長ね。その部分で、行政が必要じゃないかと。つまり、本当に須崎市でお家を借りたいという人もいるけれども、家や土地を購入したいという人もいるわけなんですよ。そのときなんかについて、本当に相談を受けて、何とかこの人の希望に沿って、あそこら辺とかいろんなところを探さないかなみたいなことで時間を割けるほどのスタッフがいらないと思うんですよ。そういう意味では、今、十二分にこたえられていない状況があると思うので、もう少し行政もかみこんでいって、本腰やっていく必要があるのではないかなと。それで一定軌道に乗れば、それはそれでまたいいかもわからないんですけど、ちょっとそんなふうに思いますので、そのことを申し上げておきたいと思います。

それと、31ページに消防団員が少ないという、定数確保が課題となっていますということですが、やっぱりこれは本腰、目標を定めて取り組んでいくということでしょうか。

○海地委員長＝地震・防災課長。

○岡本地震・防災課長＝消防団員の定数というのは、正確な数字は覚えておりませんが、200何人かというのがございまして、それに10数人足りない状況でございますので、目標の定員までは確保したいという意味合いでございます。

○海地委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝なかなか大変ですけれどもね。今までいろんな形で、努力されているけど、なかなか団員になってくれないんですが、ぜひ一定の目標を掲げて、市域を負っていくみたいなことも含めて、行政として取り組んでいく必要があるという状況に今なっているなと思います。

質問は、私は以上です。

○海地委員長＝ほかに。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝それでは、ほかにないようですので、採決いたします。

豊島さん。

○豊島委員＝採決に当たって、私は、これは反対をいたします。その理由を述べておきたいと思います。

この中には、公共下水道のコンセッション方式をやるということになっています。議案そのものはまだ産業建設委員会にもかかっていませんし、今の段階では、そういう須崎市としての方向も打ち出されていないという中で、その方針がここに盛り込まれているので、そういう理由では反対をいたします。

それと、海洋スポーツパーク構想について、基本的には私たち共産党は反対ですが、もう一定の施設整備も進んできて、そのことについてはあえて反対理由としては述べませんが、しかし公共下水道ということがありますから、全体的な総合計画の中身については異議を申し上げるものではありませんが、公共下水道に関して異議がありますから、反対をいたします。

○海地委員長＝それでは、御異議がございまして、挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海地委員長＝挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他 管内視察について

○海地委員長＝続きますので、その他、管内視察についてを議題といたします。

まず、管内視察を実施するかどうかにつきまして、お諮りをいたしたいと思えます。委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

暫時の間、休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時01分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

管内視察について、実施するかしないかという御意見をお願いいたします。

柿谷さん。

○柿谷委員＝ぜひ実行していただきたいと思えます。

○海地委員長＝実行するという御意見でございます。

ほかに、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝それでは、皆さん、実施するという事になったと思えます。

それでは、実施するという事でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議ございませんので、実施するという事にいたしました。

それと、視察日ですが、ここの調整を図りたいと思えます。

暫時の間、休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 0時06分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、管内視察は実施するという事、日程は1月27日、視察内容は須崎高校跡地とか南古市町の防災施設、このあたりを中心に、また皆さんの個別の意見を聞きながら、委員長、副委員長で調整させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝では、そのようにすることにいたします。

もう1点、懇親会は別の委員会もダブっている方もいらっしゃいますので、それは後々の委員会の状況を見ながら決定をさせていただくという事でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ほかに何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝なければ、以上で総務委員会を散会いたします。

~~~~~

○午後0時07分 散会